

2 知的交流会議助成

申請書略号:RIE-RC

担当:日本研究・知的交流部各チーム

日本と諸外国との相互理解の促進とより緊密な関係の構築、世界の知的交流の推進を目的とした知的共同事業に対し、経費の一部を助成します。

申請資格

国内及び海外の非営利団体（ただし、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオスのASEAN10か国と米国に所在する団体は除きます）。

対象地域

全世界（ただし、ASEAN10か国並びに米国及び台湾のみを対象とする場合は除きます）。

対象事業

2018年4月1日から2019年3月31日までの間に実施する、国際会議、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等で、日本と諸外国との共通課題（地球的課題や地域の重要課題を含みます）をテーマとする対話事業（日本からの出席者による講演、発表等が見込まれるものに限ります）。

※テーマとしては、少子高齢化や環境・エネルギー、科学技術の社会への影響、文化の多様性と多文化共生、民主化とガバナンス、外交・国際関係における文化の役割等を挙げることができます（あくまで例示で、他のテーマを排除するものではありません）。また、東日本大震災に関する情報や経験の共有、防災、復興・再生と新たな社会作り等に関するテーマも対象とします。

※芸術家、日本文化諸分野の専門家の方が海外に渡航し、舞台公演、講演、デモンストレーション、ワークショップ等を実施する文化芸術事業については、「海外派遣助成」(p. 10~11) をご参照ください。

※ASEAN10か国を対象とする知的交流事業については「アジア・文化創造協働助成」(p. 43~44) をご参照ください。

※米国を対象とした政策指向型の知的対話や共同研究事業については、「日米交流助成」(p. 38~39) をご参照ください。

助成内容

- (1) 旅費（国際航空賃等交通費、滞在費）
- (2) 謝金（発表・講師謝金、通訳謝金等）
- (3) その他（会場借料、機材使用料、資料・報告書作成費、広報費等）

採用実績（参考）

採用23件／応募77件（平成29年度）

選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。
- (2) 本プログラムでは、申請事業のテーマ、目的、参加国、参加メンバー等に応じ、各地域、国、実施機関のバランス等も考慮しつつ、総合的な観点から選考を行います。また、以下の観点も考慮します。
 - ア 広く社会の関心に応え、成果が社会に対して還元されうる事業か。
 - イ テーマ、目的に適した参加国が選ばれているか。（二国間、多国間のいずれの場合も）
 - ウ 若い人材の参加や、新しい人脈の形成・拡大効果等も配慮されている企画内容か。
 - エ 日本の経験、知見、人材の活用等、日本の知的な国際貢献を高めることにつながる事業か。
- (3) 以下のような事業は優先度が下がります。
 - ア 学会（年次総会）のように、特定の分野における交流を主目的として定期的実施される事業。
 - イ 事業に必要な経費の全額を国際交流基金に申請する事業。
 - ウ 大学間の協定や姉妹校関係等既存の提携関係に基づく事業。

申請締切

2017年12月1日（必着）

結果通知

2018年4月

4月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご注意ください。

3 日本研究プロジェクト助成

申請書略号: RJS-KP

担当: 日本研究・知的交流部各チーム

海外における日本研究を振興するため、海外で実施される日本研究の様々なプロジェクトに対し、経費の一部を助成します。

申請資格

海外で日本研究に従事している非営利団体（高等教育機関、学術研究機関、学会等）。

対象事業

2018年4月1日から2019年3月31日までの間に実施する事業で、以下(1)~(4)のいずれかに該当するもの（ただし、営利活動を含むものや特定の主義・主張・政策の普及を直接の目的とするもの、又は芸術分野のものは除きます）。

- (1) 日本に関する共同研究若しくは会議、又は日本研究の発展に資する訪日研究・研修、若しくは出版
- (2) 日本研究に関する講義実施を目的とする日本又は第三国からの客員教授の招へい
- (3) 日本研究に関する図書等資料の拡充
- (4) その他、日本研究及び日本への関心拡大に資する事業

助成内容

旅費（国際航空賃等交通費、滞在費）

謝金（講師、研究協力者、通訳等）

会議等開催費（会場借料、機材使用料等）

その他（印刷費、資料収集費等）

採用実績（参考）

採用34件／応募61件（平成29年度）

選考方針

- (1) 全プログラム共通の選考方針はp. 4をご覧ください。
- (2) 受け付けられた申請については、地域や国、実施機関のバランス等にも配慮しつつ、必要性や有効性、効率性といった観点から総合的に審査を行い、採否を決定します。
- (3) 大学・学校間の協定や姉妹校関係等、既存の提携関係に基づく事業は優先度が下がります。

申請締切

2017年12月1日（米国の申請締切は2017年11月1日）（必着）

結果通知

2018年4月

4月開始事業については、結果通知が事業開始後になることがありますので、ご注意ください。